

## 我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書

(令和元年 5 月 17 日 諮問)

## 論点整理

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	p. 2
第 2 章	対象事業の名称、目的及び内容	p. 2
第 3 章	対象事業実施区域及びその周囲の概況	p. 5
第 4 章	関係地域	p. 6
第 5 章	方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要 及びそれに対する事業者の見解	p. 6
第 6 章	方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解	p. 6
第 7 章	対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法及び結果	p. 7
	環境影響評価の項目	p. 7
	調査・予測・評価の手法及び結果	p. 8
	大気質	p. 8
	水質	p. 10
	水文環境	p. 11
	騒音及び超低周波音	p. 12
	振動	p. 16
	悪臭	p. 18
	地盤	p. 19
	土壌	p. 20
	日照障害	p. 22
	植物	p. 23
	動物	p. 24
	陸水生物	p. 25
	生態系	p. 26
	景観	p. 26
	人と自然との触れ合いの活動の場	p. 27
	廃棄物	p. 28
	残土	p. 29
	温室効果ガス等	p. 30
第 8 章	環境の保全のための措置	p. 30
第 9 章	監視計画	p. 31
第 10 章	環境影響の総合的な評価	p. 31
その他		p. 32

## ＜作成履歴＞

令和元年 8 月 16 日 第 1 版（令和元年度第 3 回千葉県環境影響評価委員会）

令和元年 9 月 20 日 第 2 版（令和元年度第 4 回千葉県環境影響評価委員会）

※ 本資料は、審議の途中段階における指摘事項等を整理したものであり、  
今後の状況によって、内容に変更が生じる可能性があります。

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
1-1	<p><b>1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</b></p> <p>○事業者の名称 我孫子市</p> <p>○代表者の氏名 我孫子市長 星野 順一郎</p> <p>○主たる事務所の所在地 千葉県我孫子市我孫子1858番地</p>	
2-1	<p><b>2. 対象事業の名称、目的及び内容</b></p> <p>○対象事業の名称 我孫子市クリーンセンター整備事業</p> <p>○対象事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設は、稼働から40年以上が経過し、老朽化による故障リスク、維持管理費用が増大しており、安定的なごみ処理の維持が難しい状況にある</li> <li>・破砕処理施設、資源価値向上施設及びプラスチック中間処理施設も老朽化が進んでおり、いずれも新たな施設の整備が必要である。</li> </ul> <p>→以上の状況を踏まえ、新廃棄物処理施設（焼却施設）及びリサイクルセンターを整備し、環境に配慮した安全で安定的なごみ処理を実現させることを目的とする</p> <p>○対象事業の内容</p> <p>(1) 対象事業の種類の詳細 廃棄物焼却施設の設置</p> <p>(2) 対象事業の実施区域の位置 【所在地】我孫子市中峠 2264 番地、2274 番地 【対象事業実施区域面積】約 30,300 m<sup>2</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域面積は、現行の敷地面積</li> <li>・現施設の稼働を継続しながら、段階を踏んで工事を実施（第一段階工事～第五段階工事）</li> <li>・建築物としては、新廃棄物処理施設、リサイクルセンター、計量棟等を配置し、構内道路や駐車場、緑地を整備する計画</li> </ul> <p>(3) 対象事業の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新廃棄物処理施設：処理能力約 120t/日 (約 60t/日×2 炉)</li> <li>・リサイクルセンター：処理能力 36.9t/日</li> </ul>	<p><b>【事業特性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我孫子市内で発生する一般廃棄物の処理を行う我孫子市クリーンセンターの施設老朽化に伴い、現施設の稼働を継続させながら、段階的に現施設の解体・撤去を行いつつ、同一敷地内に新たな廃棄物焼却施設等の構造物や緑地等を整備するものであること。</li> </ul> <p>・図 2-3-10「現在のごみ処理フロー」及び図 2-3-11「将来のごみ処理フロー」に加え、第三段階工事から第四段階工事にかけてのごみ処理フロー（新廃棄物処理施設及びプラスチック中間処理施設等が稼働中の段階）についても示すこと。&lt;p. 2-18, 2-19&gt;</p> <p><b>【事務局】</b> →指導</p> <p><b>【事業特性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設する廃棄物焼却施設の処理能力は、現施設より縮小する計画であること。</li> </ul> <p>※現施設：195t/日 (90t/日×1 炉、105t/日×1 炉)</p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
-----	----------	-------

(4) 施設の概要  
**【新廃棄物処理施設】**  
 ・対象ごみ：可燃ごみ、可燃残渣、脱水ケーキ  
 ・推計処理量：27,206t（2023年度）  
 ・処理方式：ストーカ炉方式  
 ・煙突高さ：59m  
 ・運転計画：24時間連続  
 ・処理の流れ

**【事業特性】**  
 ・現施設と同様の連続燃焼式ストーカ炉とする計画であること。

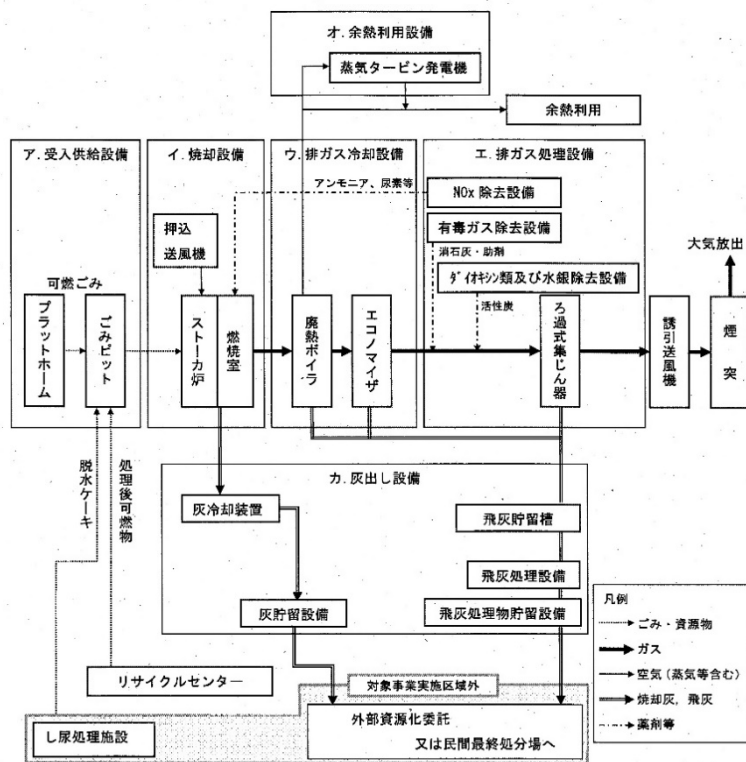


図 2-3-12 新廃棄物処理施設のごみ処理フロー

- a. 焼却設備  
給じん装置、焼却炉、燃焼室等で構成され、燃焼温度 850℃以上、燃焼ガス滞留時間 2 秒以上で自動燃焼管理により焼却
- b. 排ガス処理設備  
排ガス中の主な汚染物質を除去するために、ろ過式集じん器等の設備を設置
- c. 余熱利用設備  
焼却炉出口に廃熱ボイラを設置して高温の排ガスから廃熱回収を行い、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電
- d. 灰出し設備  
灰冷却装置、飛灰処理設備等で構成。

**【事業特性】**  
 ・新たに余熱利用による発電を行い、場内電力利用及び売電を行う計画であること。

・事業計画のフローについて、(例)ではなく、環境影響評価の前提としたものを示すこと。<p. 2-21, 2-24, 2-30, 2-33>【事務局】

→指導

・新廃棄物処理施設の灰出し設備の「灰冷却装置」について、具体的な冷却方式を明らかにするとともに、装置から排水が生じる場合は排水処理計画フロー（図 2-3-14）等に示すこと。<p. 2-22>【事務局】

→指導

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	<p>【リサイクルセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象ごみ：粗大ごみ、不燃ごみ等</li> <li>・推計処理量：6,990t（2025年度）</li> <li>・処理方式：破碎・選別</li> <li>・運転計画：原則土日祝日及び年末年始を除く1日5時間稼働</li> </ul> <p>(5) 廃棄物処理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「我孫子市における一般廃棄物対策基本計画」（平成28年3月、我孫子市）では、「さらなる循環型社会の形成を推進するため、市民、事業者と行政が協働してごみの削減に取り組むとともに地域社会の公衆衛生、資源の有効利用、地球温暖化防止対策の推進に貢献する。」という理念を掲げている</li> <li>・一般廃棄物の排出削減、資源化率の向上を目標</li> <li>・ごみ排出量は近年、概ね横ばいから減少傾向で推移</li> <li>・我孫子市では、現在、我孫子市クリーンセンターでごみ処理を行っており、将来は、新廃棄物処理施設では、可燃ごみの他、不燃ごみ・粗大ごみ及び資源の可燃残渣及び脱水ケーキを処理し、リサイクルセンターでは不燃ごみ、粗大ごみ、資源を処理する計画</li> </ul> <p>(6) 公害防止計画</p> <p>a. 大気汚染防止計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等よりも厳しい自主基準値を設定し、これを遵守することで大気汚染物質の排出による環境負荷を低減</li> </ul> <p>【参考】新廃棄物処理施設概要（排出ガス量）</p> <p>湿りガス：約22,400m<sup>3</sup>N/時×2炉  乾きガス：約19,000m<sup>3</sup>N/時×2炉  （自主基準値：排出ガス）</p> <p>ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>N  ばいじん：0.01g/m<sup>3</sup>N  硫黄酸化物：40ppm  窒素酸化物：150ppm  塩化水素：100mg/m<sup>3</sup>N  水銀：30μg/m<sup>3</sup>N</p> <p>b. 水質汚濁防止計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント排水についてはクローズド方式とし、排水処理後に再利用するシステムを構築</li> </ul>	<p>※現施設と比較し、環境負荷は低減</p> <p>※現施設：湿りガス：(1号炉)33,700m<sup>3</sup>N/時  (2号炉)37,700m<sup>3</sup>N/時  乾きガス：(1号炉)25,900m<sup>3</sup>N/時  (2号炉)27,300m<sup>3</sup>N/時  ダイオキシン類：(1号炉)5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N  (2号炉)1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N  ばいじん：(1号炉)0.05g/m<sup>3</sup>N  (2号炉)0.05g/m<sup>3</sup>N  窒素酸化物：(1号炉)250ppm  (2号炉)150ppm  塩化水素：(1号炉)700mg/m<sup>3</sup>N  (2号炉)430mg/m<sup>3</sup>N</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水処理計画フロー（図2-3-14）について、全てのプラント排水がクローズド方式であることを明確にすること。&lt;p.2-30&gt;【事務局】→指導</li> <li>・排出ガス量の算出根拠及び自主基準値の設定根拠を明らかにすること。&lt;p.2-38等&gt;【委員・事務局】→指導</li> <li>【8/16委員：自主基準値の設定根拠を明らかにされたい。】</li> <li>・表2-3-26「新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターと現施設の設備概要等」について、悪臭の項目「有害物質濃度」を「特定悪臭物質」に修正するとともに、現施設の自主基準値（塩化水素）の記載を見直すこと。また、余熱利用設備の諸元と発電量の算出根拠を明らかにすること。&lt;p.2-38&gt;【委員・事務局】→指導</li> <li>【8/16委員：「有害物質濃度」という記載は「特定悪臭物質」に修正した方がよい。】</li> <li>【8/16委員：塩化水素の規制値700mg/m<sup>3</sup>N（約430ppm）と現施設（1号炉、2号炉）の自主基準値700mg/m<sup>3</sup>N、430mg/m<sup>3</sup>Nの関係を確認されたい。】</li> </ul>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
3-1  3-1	<p><b>3. 対象事業実施区域及びその周囲の概況</b></p> <p>○自然的状況</p> <p>(1)大気質の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化硫黄 環境基準 1/1 適合</li> <li>・ 二酸化窒素 環境基準 2/2 適合 県環境目標値 1/1 適合</li> <li>・ 光化学オキシダント 2局とも環境基準不適合</li> <li>・ 浮遊粒子状物質 環境基準 2/2 適合</li> <li>・ 微小粒子状物質 環境基準 2/2 適合</li> <li>・ ダイオキシン類 環境基準 1/1 適合</li> </ul> <p>(2)気象の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我孫子観測所 平均風速：1.8～2.1m/s 最大風速発生時の出現風向：主に南南西</li> </ul> <p>(3)水質の状況</p> <p>環境基準が設定されている測定地点のうち、河川及び湖沼：利根川では DO、SS、大腸菌群数、手賀沼では pH、COD、SS、全窒素及び全リンで満たさない値が見られる 地下水：千葉県内では鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でわずかに超過している地点がある</p> <p>(4)水象の状況</p> <p>(5)水底の底質</p> <p>ダイオキシン類：各地点とも環境基準を満足</p> <p>(6)騒音及び低周波音の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基準が設定されている環境騒音調査地点の内、一般地域の調査地点はいずれも環境基準を満足しているが、道路に面する地域の調査で環境基準を超過している地点がある</li> <li>・ 道路交通騒音は環境基準を超えている調査地点があるが、我孫子市内の4地点はいずれも要請限度を満足</li> </ul> <p>(7)振動の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請限度を満足：4/4</li> </ul> <p>(8)悪臭の状況</p> <p>(9)地形及び地質等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業実施区域は利根川右岸に位置</li> <li>・ 低地の自然堤防・砂州に属し、南側一帯は谷底平野の地形</li> <li>・ 表層地質図によると、砂がち堆積物で覆われ、南側一帯は泥がち堆積物が広がる</li> </ul>	<p>・ <b>対象事業実施区域及びその周囲の概況について、最新の内容に更新すること。</b> <b>&lt;p. 3-1～168&gt;【事務局】</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">→指導</span></p> <p><b>【地域特性】</b></p> <p>・ <b>利根川の南側に位置する低地の一角にあり、周辺には利根川ゆうゆう公園やハケの道の迷路等の憩いの場が存在し、自然との調和を図る必要があること。</b></p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
3-102	<p>(10) 地盤の状況  (11) 土壌の状況  (12) 植物の生育及び植生の状況  (13) 動物の生息の状況  (14) 生態系の状況  (15) 景観の状況  (16) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>○社会的状況  (1) 人口の状況  我孫子市の人口は、平成 21 年から平成 22 年にかけて増加し、その後減少  (2) 産業の状況  (3) 土地利用の状況  ・対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域であり、北側の利根川沿いには公園・緑地が広がる  ・我孫子市の市街化区域は対象事業実施区域の南側 1 km の地域に広がる  (4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況  (5) 交通の状況  (6) 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況  ・<u>障害者支援施設が対象事業実施区域西側に隣接し、西側 400m、南東 700m にそれぞれ老人福祉施設が位置</u>  (7) 下水道の整備の状況  (8) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況  (9) その他の事項</p>	<p><b>【地域特性】</b>  ・生活環境の保全に配慮すべき施設として、<b>障害者支援施設や老人福祉施設が近接していること。</b></p>
4-1	<p><b>4. 関係地域</b>  千葉県我孫子市、柏市、印西市、茨城県取手市、利根町、龍ヶ崎市</p>	
5-1	<p><b>5. 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解</b></p>	<p>※意見書の提出なし</p>
6-1	<p><b>6. 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解</b></p>	

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
-----	----------	-------

7-1 7. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法及び結果

7-1 7-1 環境影響評価の項目

○選定結果

表 7-1-3(1) 環境影響評価項目の選定結果

環境要素の区分	活動要素の区分	工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用						
		切土又は盛土	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設定工事	施設の存在等	ばい塵又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)	騒音若しくは低周波音又は振動の発生	悪臭の発生	廃棄物の発生
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物							○				
		窒素酸化物	×	×	○	×	×	×	○	○			
		浮遊粒子状物質	×	×	○	×	×	×	○	○			
		粉じん	○	○		○	○	○					
		有害物質(塩化水素)							○				
		光化学オキシダント							×				
		ダイオキシン類							○				
	その他の物質(水銀)							○					
	水質	生物化学的酸素要求量							×				
		化学的酸素要求量							×				
		水素イオン濃度	○			○	○	×					
		浮遊物質	○			○	○	×					
		全りん							×				
		全窒素							×				
		ノルマルヘキサン抽出物質							×				
		溶存酸素量							×				
		大腸菌群数							×				
		全亜鉛							×				
		有害物質等(健康項目)							×				
		ダイオキシン類							×				
その他の物質								×					
水文環境	騒音及び超低周波音	○	○	○	○	○				○			
	振動	○	○	○	○	○				○			
	悪臭										○		
	地形及び地質等	×			×	×	×						
	地盤	○					○	○	○				
土壌	土壌	○				○		○					
	風害、光害及び日照障害								○				

表 7-1-3(2) 環境影響評価項目の選定結果

環境要素の区分	活動要素の区分	工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用					
		切土又は盛土	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設定工事	施設の存在等	ばい塵又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)	騒音若しくは低周波音又は振動の発生	悪臭の発生
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	○			○	○	○	○				
	動物	○			○	○	○	○				
	陸水生物	○			○	○	○	×				
	生態系	○			○	○	○	○				
	海洋生物				×	×	×	×				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観								○			
	人と自然との触れ合いの活動の場			○					○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物		○		○	○	○					○
	残土	○	○		○	○						
温室効果ガス等								○	○			

注1) ○は選定した項目であること、×は選定しなかった項目であることを示す。  
 注2) ■は、一般的な内容で事業が実施された場合、技術指針別表第二に示される活動要素の区分の各欄に掲げる各活動要素により影響を受ける環境要素であることを示す。

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-10	<b>7-2 調査・予測・評価の手法及び結果</b>	
7-10	<b>7-2-1 大気質</b>	
	<b>【工事の実施】</b>	
7-10	<b>(1)建設機械の稼働による粉じん等</b>	
	○調査	
	・対象事業実施区域内の1地点における降下ばいじん量	
	○予測手法・結果	
	・「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」	
	(平成11年11月、建設省)に示される式により、対象事業実施区域西側敷地境界における降下ばいじん量を予測	
	・予測対象時期は、建設機械による降下ばいじん量の影響が最大となると想定される新廃棄物処理施設の施工期間(工事開始後15ヶ月目～18ヶ月目)	
	・予測の結果、降下ばいじん量の季節別の最大値は3.0t/km <sup>2</sup> /月(夏季)	
	○評価	
	・散水等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価	
	・降下ばいじんに係る参考値(10t/km <sup>2</sup> /月)を満足するものと評価	



ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-44	<p>・予測の結果、二酸化窒素の日平均値の年間98%値の最大値で0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の最大値で0.060mg/m<sup>3</sup></p> <p>○評価</p> <p>・エコドライブの徹底等の環境保全措置を講じること等から、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</p> <p>・いずれの地点も環境基準及び千葉県環境目標値を満足するものと評価</p> <p><b>【土地又は工作物の存在及び供用】</b></p> <p><b>(3)新廃棄物処理施設の稼働による大気質</b></p> <p>○調査</p> <p>・対象事業実施区域内の1地点及び周辺地域4地点における二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀</p> <p>・対象事業実施区域内の1地点における地上気象、上層気象 (周辺地域4地点における風向、風速)</p> <p>○予測手法・結果</p> <p>・プルーム式及び簡易パフ式を用いた拡散シミュレーションにより、二酸化硫黄等の長期平均濃度を予測</p> <p>・事業計画及び立地特性に基づき、煙突排出ガスにより周辺環境への高濃度の影響が想定される5つの事象を対象とした二酸化硫黄等の1時間値を予測</p> <p>・予測対象時期は、新廃棄物処理施設が定常の稼働状態となる時期</p> <p>・面的な影響濃度分布のほか、最大着地濃度・地点を予測</p> <p>・長期平均濃度の最大着地濃度の予測結果は、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値が0.004ppm、二酸化窒素の日平均値の98%値が0.031ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.056mg/m<sup>3</sup>、水銀の年平均値が0.002038μgHg/m<sup>3</sup>、ダイオキシン類の年平均値が0.031064pg-TEQ/m<sup>3</sup></p> <p>・短期高濃度の予測結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び塩化水素は接地逆転層崩壊時、浮遊粒子状物質はダウンウォッシュ時の予測結果が最大</p>	<p>・工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行による沿道大気質の影響を低減するために講じられる環境保全措置のうち、エコドライブ及び車両の整備・点検の徹底について、作業員等に対する具体的な周知方法を示すこと。&lt;p.7-43&gt;【事務局】→指導</p> <p>・最大着地濃度地点だけでなく、方法書に記載の全ての地点(現地調査地点等)を対象に予測及び評価を行うこと。&lt;p.7-76&gt;【事務局】→答申2(1)ア</p> <p>・ダウンドラフト時の予測に当たり、</p> <p>①拡散パラメータΣを大気安定度不安定時(一般的な気象条件)の拡散式でどのように用いたかを示すこと。→指導</p> <p>②対象とした建物及びその選定理由並びに形状係数(C)として採用した数値及びその妥当性を明らかにすること。 →答申2(1)イ</p> <p>③表7-2-64「ダウンドラフト時における気象条件の設定」について、その設定理由を具体的に示すこと。→指導</p> <p>&lt;p.7-88&gt;【事務局】</p> <p>・表7-2-67~71「大気質の予測結果」中の「最大濃度出現距離(m)について、その表記(100m単位、1m単位)を整理すること。 &lt;p.7-97~99&gt;【事務局】→指導</p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-103	<p>→その最大値は、二酸化硫黄が 0.0074ppm、二酸化窒素が 0.0319ppm、浮遊粒子状物質が 0.0271mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が 0.0114ppm</p> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス処理設備を設置し、自主基準値を満足させる対策を講じること等から、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> <li>・各項目について、基準等を満足するものと評価</li> </ul> <p><b>(4) 廃棄物運搬車両の走行による沿道大気質</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物運搬車両の走行ルート上の 4 地点における窒素酸化物、浮遊粒子状物質</li> </ul> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションにより、現地調査地点における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質</li> <li>・予測対象時期は、供用時において事業活動が定常となる時期</li> <li>・予測の結果、年平均値への寄与率は、二酸化窒素が 0.106%～0.243%、浮遊粒子状物質が 0.008～0.023%</li> <li>・予測の結果、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値の最大値で 0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値の最大値で 0.060mg/m<sup>3</sup></li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの徹底等の環境保全措置を講じること等から、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> <li>・いずれの地点も環境基準及び千葉県環境目標値を満足するものと評価</li> </ul>	<p>・大気質の現況と将来の比較については、資料編ではなく本編に示すとともに、現施設の煙源条件には最新の実績を基にした平均的な値を用いること。&lt;p. 資 2-21～22&gt;</p> <p><b>【事務局】</b> →指導</p> <p>・大気汚染防止法第 23 条の規定による大気汚染緊急時における協力工場等の県の選定規模以上となることから、光化学スモッグ注意報発令時等の対応方法について、検討の上、示すこと。&lt;p. 7-101&gt; <b>【事務局】</b></p> <p>→指導</p> <p>・工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行による沿道大気質の影響を低減するために講じられる環境保全措置のうち、エコドライブ及び車両の整備・点検の徹底について、作業員等に対する具体的な周知方法を示すこと。&lt;p. 7-126&gt; <b>【事務局】</b> →指導&lt;&lt;再掲&gt;&gt;</p>
7-127	<p><b>7-2-2 水質</b></p> <p><b>【工事の実施】</b></p>	
7-127	<p><b>(1) 工事の実施による水質</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・布湖排水路の 1 地点における浮遊物質 (SS)、水素イオン濃度 (pH) 等</li> </ul>	

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	<p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省）を参考に、現地調査地点におけるSS、pHを予測</li> <li>・予測対象時期は、工事の影響が最大となる時期</li> <li>・予測の結果、243.5m<sup>3</sup>の容量を有する仮設沈砂池を設置することで、排水口のSSは排水先である布湖排水路のSS（現地調査結果）と同等</li> <li>→対象事業実施区域に十分な容量の仮設沈砂池を設置できない場合は濁水処理プラント（凝集沈殿装置等を想定）を用いる</li> <li>・pHについては、アルカリ排水の影響を回避するため、必要に応じて、仮設沈砂池において炭酸ガス等を用いた中和処理を実施して排水</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記措置等を講じ、放流時もSS及びpHを測定・監視することから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施区域で土壤汚染が確認されていることを踏まえた工事排水の処理及び水質管理の具体的な方法を明らかにした上で、適切に予測及び評価を行うこと。なお、濁水処理プラントを設置する場合は、発生汚泥の処理方法も明らかにすること。</li> </ul> <p>&lt;p. 7-136&gt; 【委員・事務局】</p> <p>→答申2(2)</p> <p>【5/17委員：鉛及びその化合物の土壌含有量の調査結果は高い値であり、砒素及びその化合物もその性質上注意すべき物質である。工事の実施の際には確実な対策が必要である。】</p> <p>【8/16委員：凝集沈殿装置であった場合、汚泥が発生するため、その処理方法について確認したい。】</p>
7-138	<p><b>7-2-3 水文環境</b></p> <p><b>【工事の実施】</b></p>	
7-138	<p><b>(1)工事の実施による水文環境</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内の2地点における地下水位の状況等</li> </ul> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地下水調査および観測指針（案）」（1993年3月、建設省）等に示されている数値モデルにより、基礎工事及び地下構造物設置工事に伴う地下水の排水及び地下水流動阻害による地下水位の変化量を予測（面的な変化分布とともに、敷地境界上の最大変化地点）</li> <li>・予測対象時期は、工事期間において、地下水位への影響が最大となると想定される新廃棄物処理施設の工事時期</li> <li>・予測の結果、対象事業実施区域境界の地下水位の変化量は、-0.11m～-0.06m（年間の地下水位変化量である約1m～1.5mに比べて極めて小さい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現施設の地下構造物の影響を考慮の上、改めて工事の実施に係る予測及び評価を行うこと。&lt;p. 7-149&gt; 【事務局】</li> </ul> <p>→答申2(3)</p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-153	<p>・地下水を利用している周辺施設は、対象事業実施区域に対して地下水流動方向の上流側に位置し、取水位置も対象事業実施区域の掘削範囲（G.L. -16m）よりも36m以上深い</p> <p>・工事の実施による影響はないものと予測</p> <p>○評価</p> <p>・工事の実施に当たり掘削範囲に対して止水壁を設置すること等から、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</p> <p><b>(2)新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの存在による水文環境</b></p> <p>○調査</p> <p>・対象事業実施区域内の2地点における地下水位の状況等</p> <p>○予測手法・結果</p> <p>・「地下水調査および観測指針（案）」（1993年3月、建設省）等に示されている数値モデルにより、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの地下構造物の存在に伴う地下水流動阻害による地下水位の変化量を予測（面的な変化分布とともに、敷地境界上の最大変化地点）</p> <p>・予測対象時期は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターが定常の稼働状態となる時期</p> <p>・予測の結果、対象事業実施区域境界の地下水位の変化量は、-0.03m～+0.06m（年間の地下水位変化量である約1m～1.5mに比べて極めて小さい）</p> <p>・地下水を利用している周辺施設は、対象事業実施区域に対して地下水流動方向の上流側に位置し、取水位置も対象事業実施区域の地下構造物（G.L. -13m）よりも39m以上深い</p> <p>○評価</p> <p>・実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</p>	
7-160	<p><b>7-2-4 騒音及び超低周波音</b></p> <p><b>【工事の実施】</b></p>	
7-160	<p><b>(1)建設機械の稼働による騒音</b></p> <p>○調査</p> <p>・対象事業実施区域西側の敷地境界1地点における騒音の状況（環境騒音レベル）等</p>	

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-171	<p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本音響学会の ASJ CN-Model2007 に示されている予測式により、建設機械の稼働による騒音を予測(面的な騒音レベルの分布とともに敷地境界上の最大地点)</li> <li>・予測対象時期は、建設機械による騒音の影響が最大となる時期</li> <li>・予測の結果、敷地境界における騒音レベルの最大値は、78 デシベル</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音型の建設機械を使用する等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> <li>・予測結果は参考値として設定した規制基準を満足するものと評価</li> </ul> <p><b>(2)工事用車両の走行による道路交通騒音</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の走行ルートを対象に、沿道の住居等の分布状況を考慮した代表的な2地点における騒音の状況(道路交通騒音レベル)等</li> </ul> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本音響学会の ASJ RTN-Model2013 により、現地調査地点における工事用車両の走行による道路交通騒音を予測</li> <li>・予測対象時期は、全工事期間を通じて工事用車両台数の発生が最も多くなる時期(ピーク日)</li> <li>・予測の結果、騒音レベルは、59~63 デシベル(工事用車両の走行による騒音レベルの増加量は、0.1~0.8 デシベル)</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両が集中しないよう工程等の管理や配車の計画を行う等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> <li>・いずれの地点も騒音に係る環境基準を参考に設定した基準等を満足するものと評価</li> </ul>	

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-184	<p><b>【土地又は工作物の存在及び供用】</b>  <b>(3)新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による騒音</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域西側の敷地境界1地点における騒音の状況（環境騒音レベル）等</li> </ul> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）、「実務的騒音対策指針応用編」（昭和62年5月、日本建築学会）を参考とした式により、面的な騒音レベルの分布とともに敷地境界上の最大地点を予測</li> <li>・予測の結果、敷地境界における最大値は、南側において昼間で54デシベル、夜間で47デシベル</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定機器については、低騒音型機器の採用に務める等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> <li>・予測結果は、基準等を満足するものと評価</li> </ul>	
7-195	<p><b>(4)新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による低周波音</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域西側の敷地境界1地点における超低周波音の状況</li> </ul> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似事例を基本とし、発電施設の影響を合成することにより敷地境界付近における超低周波音を予測</li> <li>・予測対象時期は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターが定常の稼働状態になった時期</li> <li>・予測の結果、G特性音圧レベルの予測結果は88デシベルであり、1/3オクターブバンド中心周波数毎の超低周波音等の予測結果は、59～85デシベル</li> </ul>	

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-205	<p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備機器類については、低騒音・低振動型機器の採用に努める等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> <li>・感覚閾値の参考値、心理的影響及び物理的影響の参考値を満足するものと評価</li> </ul> <p><b>(5) 廃棄物運搬車両の走行による道路交通騒音</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物運搬車両の主要な走行ルート上の4地点における騒音の状況（道路交通騒音レベル）等</li> </ul> <p>→T4（新木野団地）では環境基準を満足せず</p> <p>○予測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本音響学会のASJ RTN-Model2013により、現地調査地点における廃棄物運搬車両の走行による道路交通騒音を予測</li> <li>・予測対象時期は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターが定常稼働状態となった時期</li> <li>・予測の結果、騒音レベルは、59～63デシベル（廃棄物運搬車両の走行による騒音レベルの増加量は、0.1～0.6デシベル）</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの徹底等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> <li>・地点T1～T3は基準等を満足するものと評価</li> </ul> <p>→地点T4は基準等を満足しないが、現況で既に基準を満足しておらず、廃棄物運搬車両の走行による増加量は0.5デシベルと小さいため、周辺環境に及ぼす影響は小さいものと評価</p>	<p>・廃棄物運搬車両の走行による道路交通騒音について、調査地点T4の現況値に係る環境基準の超過要因を明らかにするとともに、<b>その内容を踏まえた評価を行うこと。</b>  <p>&lt;p. 7-208 等&gt; 【委員・事務局】</p> <p>→<b>答申2（4）</b></p> <p>【5/17 委員：なぜ調査地点T4の現況騒音値が環境基準を超過しているのかについて、丁寧に書く必要があると思う。】</p> <p>・<b>表7-2-132「予測に用いた交通量」の現況の大型車の台数について、表7-2-130「自動車交通量の調査結果」の大型車と廃棄物運搬車両の台数を合計したものであることを示すこと。</b> &lt;p. 7-211, 7-215&gt; 【事務局】</p> <p>→<b>指導</b></p> </p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-219	<b>7-2-5 振動</b> <b>【工事の実施】</b>	
7-219	<b>(1)建設機械の稼働による振動</b> ○調査 ・対象事業実施区域西側の敷地境界1地点における振動の状況（環境振動レベル）等 ○予測手法・結果 ・「環境アセスメントの技術」（平成11年8月、社団法人環境情報科学センター）を参考にした伝播理論式により、建設機械の稼働による振動を予測（面的な振動レベルの分布とともに敷地境界上の最大地点） ・予測対象時期は、建設機械による振動の影響が最大となる時期 ・予測の結果、敷地境界における振動レベルの最大値は、68 デシベル ○評価 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・予測結果は参考値として設定した規制基準を満足するものと評価	
7-229	<b>(2)工車用車両の走行による道路交通振動</b> ○調査 ・工車用車両の走行ルートを対象に、沿道の住居等の分布状況を考慮した代表的な2地点における振動の状況（道路交通振動レベル）等 ○予測手法・結果 ・「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に示される計算式により、現地調査地点における工車用車両の走行による道路交通振動を予測 ・予測対象時期は、全工事期間を通じて工車用車両台数の発生が最も多くなる時期（ピーク日） ・予測の結果、振動レベルは、昼間で53～61 デシベル、夜間で56～57 デシベル（工車用車両の走行による振動レベルの増加量は、昼間で0.1～0.8 デシベル、夜間で0.0～1.0 デシベル）	



ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-243	<p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両が集中しないよう工程等の管理や配車の計画を行う等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> <li>・いずれの地点も振動に係る規制基準を参考に設定した基準等を満足するものと評価</li> </ul> <p><b>【土地又は工作物の存在及び供用】</b></p> <p><b>(3)新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による振動</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域西側の敷地境界1地点における振動の状況（環境振動レベル）等</li> </ul> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動伝播理論式により、面的な振動レベルの分布とともに敷地境界上の最大地点を予測</li> <li>・予測の結果、敷地境界における最大値は、南側において昼間で53デシベル、夜間で50デシベル</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定機器については、低振動型機器の採用に務める等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> <li>・予測結果は、基準等を満足するものと評価する。</li> </ul>	
7-254	<p><b>(4)廃棄物運搬車両の走行による道路交通振動</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物運搬車両の主要な走行ルート上の4地点における振動の状況（道路交通振動レベル）等</li> </ul> <p>○予測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省）に示される計算式により、現地調査地点における廃棄物運搬車両の走行による道路交通振動を予測</li> <li>・予測対象時期は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターが定常の稼働状態となった時期</li> </ul>	

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	<p>・予測の結果、振動レベルは、41～60 デシベル（廃棄物運搬車両の走行による振動レベルの増加量は、0.0～0.5 デシベル）</p> <p>○評価</p> <p>・エコドライブの徹底等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</p> <p>・いずれの地点も基準等を満足するものと評価</p>	
7-270	<p><b>7-2-6 悪臭</b></p> <p><b>【土地又は工作物の存在及び供用】</b></p>	
7-270	<p><b>(1)新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターからの悪臭</b></p> <p>○調査</p> <p>・現有施設の風上・風下にあたる対象事業実施区域敷地境界の2地点、周辺地域4地点における悪臭防止法に定める特定悪臭物質（22物質）の濃度等</p> <p>○予測手法・結果</p> <p>・既存施設等の類似事例の参照及び悪臭防止対策の内容を勘案し、「新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターに搬入・貯留される廃棄物の影響（特定悪臭物質、臭気指数）」を、大気拡散モデルにより、短期間の「新廃棄物処理施設の稼働（煙突排出ガス）による影響（アンモニア、臭気指数）」を予測</p> <p>・予測地点は、「新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターに搬入・貯留される廃棄物の影響」については敷地境界、「新廃棄物処理施設の稼働（煙突排出ガス）による影響」については最大着地濃度地点</p> <p>・予測対象時期は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターが定常の稼働状態となった時期</p> <p>・「新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターに搬入・貯留される廃棄物の影響」については、現施設に比べて手厚い悪臭対策を実施する計画であることから、規制基準を参考に設定した自主基準値を満足するものと予測</p>	<p>・悪臭の現地調査実施時の現施設（焼却炉、脱臭装置等）の稼働状況を明らかにすること。&lt;p. 7-276&gt;【事務局】<a href="#">→指導</a></p> <p>・悪臭の環境保全措置として、休炉時は脱臭装置を用いているため、脱臭に関するフローを明らかにするなど、当該措置の内容を具体的に示すこと。&lt;p. 7-285 等&gt;【事務局】<a href="#">→指導</a></p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	<p>・「新廃棄物処理施設の稼働（煙突排出ガス）による影響」については、全ての予測ケースでアンモニアは0.1ppm未満、臭気指数は10未満</p> <p>○評価</p> <p>・廃棄物の保管場所、処理設備等を建屋内に配置する等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</p> <p>・予測結果は基準等を満足するものと評価</p>	
7-288	<p><b>7-2-7 地盤</b></p> <p><b>【工事の実施】</b></p>	
7-288	<p><b>(1)工事の実施による地盤</b></p> <p>○調査</p> <p>・対象事業実施区域内の2地点における地下水位の状況等</p> <p>○予測手法・結果</p> <p>・「7-2-3 水文環境 工事の実施」で予測された地下水位の変化量を基に、基礎工事及び地下構造物設置工事に伴う対象事業実施区域及びその周辺の地盤への影響を予測</p> <p>・予測対象時期は、工事期間において、地盤への影響が最大となると想定される新廃棄物処理施設の工事時期</p> <p>・年間の地下水位の変化量約1m～1.5mで特に問題となるような地盤の変化はなく、工事の実施による地下水位の変化量はこれと比較して極めて小さいといえることから、地盤へ影響はほとんどないものと予測</p> <p>○評価</p> <p>・工事の実施に当たり掘削範囲に対して止水壁を設置すること等から、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</p>	
7-298	<p><b>【土地又は工作物の存在及び供用】</b></p> <p><b>(2)新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの存在による地盤</b></p> <p>○調査</p> <p>・対象事業実施区域内の2地点における地下水位の状況等</p>	

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	<p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「7-2-3 水文環境 土地又は工作物の存在及び供用」で予測された地下水位の変化量を基に、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの地下構造物の存在に伴う対象事業実施区域及びその周辺の地盤への影響を予測</li> <li>・予測対象時期は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターが定常の稼働状態となる時期</li> <li>・年間の地下水位の変化量約 1m~1.5m で特に問題となるような地盤の変化はなく、地下構造物の存在による地下水位の変化量はこれと比較して極めて小さいといえることから、地盤へ影響はほとんどないものと予測</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施に当たり掘削範囲に対して止水壁を設置すること等から、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> </ul>	
7-301	<p><b>7-2-8 土壌</b> <b>【工事の実施】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域の地下水の状況について、地下水位等高線図を示すこと。</li> </ul>
7-301	<p><b>(1)工事の実施による土壌</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査として対象事業実施区域内の 1 地点における土壌の汚染に係る環境基準に定める物質 (29 物質)、ダイオキシン類</li> <li>・既往調査として、対象事業実施区域を区画に区切り、新廃棄物処理施設の建設箇所を含む範囲 (エリア I) における土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査及び詳細調査</li> <li>・地歴の状況等</li> </ul> <p>→<u>第二種特定有害物質の調査の結果、1 地点で土壌溶出量基準を超過する鉛及びその化合物、2 地点で土壌含有量基準を超過する鉛及びその化合物、4 地点で土壌溶出量基準を超過する砒素及びその化合物、3 地点で土壌溶出量基準を超過するふっ素及びその化合物を確認</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図 7-2-96 「土壌汚染の状況及び地下水調査地点」について、「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」を示すこと。&lt;p. 7-302&gt; 【事務局】 →指導</li> <li>・図 7-2-97 「土壌汚染状況調査及び詳細調査範囲・区画」及び図 7-2-98 「土壌汚染状況調査及び詳細調査の結果」について、調査の区画の起点、調査を行った地点及び未調査範囲を示すこと。また、計画建築物を削除し、現在の建物及び汚染のおそれ区分を示すこと。&lt;p. 7-304, 7-309&gt; 【事務局】 →指導</li> <li>・表 7-2-184 「調査方法 (工事の実施による土壌)」について、地下水位観測孔 G1、G2 の構造図を地質断面図上に示すこと。&lt;p. 7-305&gt; 【事務局】 →指導</li> <li>・表 7-2-187 「土壌汚染状況調査及び詳細調査の調査項目」について、第二種特定有害物質の試料採取の対象として、地下水も調査しているのであれば、追記すること。&lt;p. 7-307&gt; 【事務局】 →指導</li> </ul>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	<p>→対象事業実施区域内の西側の敷地で、仮埋立した廃棄物を搬出する工事の実施、旧焼却灰資源化施設（溶融施設）の稼働の履歴があり、土壌への影響が考えられた</p> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域での土地の改変や土壌の搬出等に伴う土壌汚染物質の拡散等による影響を事業計画の内容を勘案して予測</li> <li>・予測対象時期は、造成工事及び基礎工事の時期</li> <li>・基準超過9地点について「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第3版）」（平成30年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）等に基づいた土壌搬出の対応を行うこと、エリアI以外の範囲についても順次調査を実施し必要に応じて適切な対応措置を講じること等から、土壌汚染物質の拡散等に伴う影響はないものと予測</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> </ul>	<p>指摘事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表 7-2-188「土壌汚染状況調査及び詳細調査の結果（エリアI）」について、基準が超過していないものも含む調査結果全体を示すこと。&lt;p. 7-308&gt;【委員】→指導</li> <li>【5/17 委員：準備書には基準が超過したものだけが記載されているが、超過していないものも記載する必要がある。】</li> <li>・表 7-2-189「地下水観測結果」について、その結果をグラフでも示すこと。&lt;p. 7-313&gt;【事務局】→指導</li> <li>・地歴調査に基づき、土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められるとされた表層の区画において、鉛及びその化合物が土壌含有量基準を大きく超過する結果が見られることから、改めて地歴に関する情報収集を行い、その結果を明らかにした上で、必要に応じて調査の再実施を検討すること。&lt;p. 7-302~309&gt;【委員】</li> </ul> <p>→答申2（5）</p> <p>【8/16 委員：改めて関係者へのヒアリング等を正確に実施されたい。汚染原因が不明なのであれば、原因調査は実施したが、その究明には至らなかったことを明確にした方がよい。】</p> <p>【地域特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内では、重金属等による土壌汚染が確認されており、汚染の拡散防止に十分留意する必要があること。</li> <li>・重金属等による土壌汚染が確認されていることを考慮し、供用時における事後調査の対象項目に地下水質を追加するとともに、測定値に変動が見られた場合は、その原因を究明し、必要な措置を講ずること。&lt;p. 7-315等&gt;【委員・事務局】</li> </ul> <p>→答申4（2）</p> <p>【5/17 委員：対象事業実施区域内の汚染が地下水経由で外へ広がるリスクも考えられる。バックグラウンドを把握した上で、事後調査で汚染の有無を監視するといった計画はないのか。】</p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-317	<p><b>【土地又は工作物の存在及び供用】</b>  <b>(2)ばい煙又は粉じんの発生による土壌</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域周辺4地点におけるダイオキシン類</li> </ul> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「焼却施設を発生源とするダイオキシン類の土壌中濃度変化に関する計算結果概要(土壌中のダイオキシン類に関する検討会(第3回)参考資料)」(平成10年9月、環境庁)を参考に、大気質の予測結果及び現地調査結果を参照し、現地調査地点における土壌中ダイオキシン類濃度を予測</li> <li>・予測対象時期は、新廃棄物処理施設が定常の稼働状態となり、複数年の施設稼働の累積的な影響が分かる年数</li> <li>・予測の結果、最大で32.7655pg-TEQ/g</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類の発生を抑制するための管理を行う等の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> <li>・土壌汚染に係る環境基準を満足するものと評価</li> <li>・本事業により排出されるダイオキシン類の土壌に対する影響は軽微であると評価</li> </ul>	
7-327	<p><b>7-2-9 日照阻害</b></p> <p><b>【土地又は工作物の存在及び供用】</b></p>	
7-327	<p><b>(1)施設の存在等による日照阻害</b></p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域西側に分布する居住施設(障害者福祉施設)における地形の状況等</li> </ul> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建築物による時刻別日影図及び等時間日影図を、太陽の高度・方位及び計画建築物の高さ・方位等を用いた理論式により作成し予測</li> <li>・予測対象時期は、工事が完了した後の冬至日の8時~16時(真太陽時)</li> </ul>	

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	<p>・予測の結果、敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における等時間日影は3時間未満、10mを超える範囲において2時間未満であり、第一種低層住居専用地域における日影規制の基準を援用した場合でもあっても規制時間より短くなる</p> <p>○評価</p> <p>・新廃棄物処理施設は、西側の敷地境界から後退させて配置し、対象事業実施区域西側に分布する居住施設（障害者福祉施設）へ向かって段階的に高さを抑える等の環境保全措置を講じることにより、居住環境を害するおそれはないと予測されることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価</p>	
7-334	<p><b>7-2-10 植物</b></p>	
	<p><b>【工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用】</b></p>	
7-334	<p><b>(1)工事の実施及び施設の存在等による植物</b></p>	<p>・植生の状況について、ヨシが優占し、マコモ、ミゾソバ等が混生する群落をヨシ「クラス」と示しているが、植物社会学における群落体系の基本的な植生単位である「群集」又は「群落」で示すこと。&lt;p. 7-338 等&gt;</p>
	<p>○調査</p> <p>・対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲における植物相及び植生の状況</p> <p>→対象事業実施区域外で9科11種が重要な種に該当</p> <p>○予測手法・結果</p> <p>・事業計画の内容を踏まえ、土地の改変等が保全対象である植物に及ぼす直接的な影響及び植物の生育環境の変化に伴う間接的な影響について予測</p> <p>・予測対象時期は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターが存在する時期（供用開始時）及び環境保全措置の効果が安定したと考えられる時期（供用数年後）</p> <p>・空地面積に対して15%以上の緑地を確保する、緑化面積10m<sup>2</sup>につき、中高木2本以上、低木8本以上となるよう植栽する等の環境保全措置を講じる</p>	<p>【事務局】→指導</p> <p>・植生調査票において、各植物群落のうち、「アカメガシワエノキ群落」及び「クサギアカメガシワ群落」については、アカメガシワ及びクサギは出現していないか、出現していても優占していないことから、それぞれ当該群落の状況を的確に表す群落名に見直すこと。&lt;p. 7-340 等&gt; 【事務局】</p> <p>→指導</p> <p>・植物確認種一覧の種名「ミズワラビ」について、最新の分類に基づき、種名を「ヒメミズワラビ」に修正すること。&lt;p. 資5-1&gt;</p> <p>【事務局】→指導</p> <p>・現地調査で確認されたイソギクについて、一般的に海岸に生育するものであることから、生育状況を確認の上、自生している場合は、重要な種として取り扱うこと。</p> <p>&lt;p. 資5-6&gt; 【事務局】→答申2(6)イ</p> <p>・植物確認種一覧の種名「アメリカミコシガヤ」について、外来種の表示を行うこと。</p> <p>&lt;p. 資5-8&gt; 【事務局】→指導</p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	<p>・対象事業実施区域内の植物は、工事の実施に伴い、一部を除き一時的に消失するが、供用開始時には環境保全措置により緑地が創出され、供用数年後には現況と同程度の環境になること、対象事業実施区域外については改変されないことから、植物相や重要な種の分布等に変化はないと予測</p> <p>○評価</p> <p>・環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</p>	<p>・供用開始から数年後には植栽した樹木等が生長し、現況と同程度の環境になるとされているが、消失する緑地の規模等を踏まえ、環境保全措置を再検討し、予測及び評価を見直すこと。&lt;p. 7-353 等&gt;【委員】</p> <p>→答申 2 (6) ア</p> <p>【8/16 委員：本計画は、大径木を伐採し新たに植栽するものであり、「数年後」になっても緑地は現況程度にはならない。】</p>
7-363	<p>7-2-11 動物</p>	
	<p>【工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用】</p>	<p>・図 7-2-112「動物調査地点」中のトラップ調査地点について、T2-1～T2-5 の位置を示すこと。&lt;p. 7-365&gt;【事務局】→指導</p>
7-363	<p>(1)工事の実施及び施設の存在等による動物</p>	
	<p>○調査</p> <p>・対象事業実施区域及びその周辺 200m(※)の範囲における哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類の状況</p> <p>((※) 猛禽類については 1.5km)</p> <p>→・哺乳類は 3 目 3 科 4 種、鳥類は 8 目 15 科 26 種、爬虫類は 2 目 5 科 8 種、両生類は 1 目 1 科 2 種、昆虫類は 5 目 14 科 18 種が重要な種に該当</p> <p>・調査地域内にサシバの営巣地を 1 つ確認</p> <p>○予測手法・結果</p> <p>・事業計画の内容を踏まえ、保全対象である動物に及ぼす直接的影響及び動物の生育環境条件の変化による間接的影響及び生息域の分断や孤立について、他の事例や最新の知見等をもとに予測</p> <p>・予測対象時期は、工事の実施による土地の改変等に伴い動物へ及ぼす影響が最も大きくなる時期、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターが存在する時期(供用開始時)及び環境保全措置の効果が安定したと考えられる時期(供用数年後)</p> <p>・対象事業実施区域周辺は、工事に伴う直接的な改変はない</p>	<p>・トラップ法(ネズミ類等を対象とした捕獲調査)について、トラップの設置数及び設置期間を示すこと。&lt;p. 7-367&gt;【事務局】</p> <p>→指導</p> <p>・「千葉県保護上重要な野生生物 千葉県レッドリスト動物編」が平成 31 年 3 月に改訂されたことから、当該改訂内容を踏まえるとともに、新たにレッドリストに掲載されたゴマダラチョウを重要な種として取り扱うこと。&lt;p. 7-377～382 等, 資 6-15&gt;</p> <p>【事務局】→答申 2 (6) ウ</p> <p>・工事の実施に係る予測について、「分布域の変化」と「生息状況の変化」の違いを明らかにすること。&lt;p. 7-388～410 等&gt;【委員】</p> <p>→指導</p> <p>【7/19 委員：「分布域」と「生息状況」の違いが不明確である。】</p> <p>・工事の実施時に伴い、爬虫類、両生類及び昆虫類は振動等による影響が考えられることから、改めて予測及び評価を行うこと。&lt;p. 7-388～410 等&gt;【委員】</p> <p>→答申 2 (6) エ</p> <p>【7/19 委員：ほとんどの動物は騒音・振動に対して忌避行動を取るため、爬虫類、両生類、昆虫類には間接的な環境影響はない、と断定することに疑問がある。】</p>



ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域は、市街地環境や植栽された樹木が工事の実施に伴い、一部を除き一時的に消失するが、周辺に同様の環境は残るため、生息環境の変化は小さい</li> <li>・工事の実施時には環境保全措置として低騒音・低振動型の建設機械を使用</li> <li>・供用開始時には環境保全措置として緑地を創出し、供用数年後には現況と同程度の環境になる</li> <li>・動物相や重要な種の生息状況に変化はないと予測</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用時について、種の移動性等の生態的特性を踏まえ、改めて予測及び評価を行うこと。&lt;p. 7-388~410 等&gt;【委員】</li> </ul> <p>→答申 2 (6) 才</p> <p>【8/16 委員：供用時の予測は、対象種にとって元の植生がどのような意味を持っていたのか、ということが重要である。そのため、改変された生息環境が対象種にどのような影響を及ぼすのか、をもう少し丁寧に書くべきである。例えば、ニホンヤモリの場合は、移動性がないので、今の生息環境が失われれば、受ける影響は極めて大きい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始から数年後には植栽した樹木等が生長し、現況と同程度の環境になるとされているが、消失する緑地の規模等を踏まえ、環境保全措置を再検討し、予測及び評価を見直すこと。&lt;p. 7-353 等&gt;【委員】</li> </ul> <p>→答申 2 (6) ア &lt;&lt;再掲&gt;&gt;</p>
7-413	<p>7-2-12 陸水生物</p> <p>【工事の実施】</p>	
7-413	<p>(1)工事の実施による陸水生物</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域及びその周辺 200m (※) の範囲における魚類、底生動物の状況</li> <li>→魚類は 3 目 4 科 4 種、底生動物は 2 綱 2 目 2 科 2 種が重要な種に該当</li> </ul> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の内容を踏まえ、陸水生物の生息環境条件の変化による間接的影響について、他の事例や最新の知見をもとに予測</li> <li>・予測対象時期は、工事の実施による土地の改変等に伴い陸水生物へ及ぼす影響が最も大きくなる時期</li> <li>・工事の実施において、雨水排水は、濁水処理をするとともに、その SS 及び pH を測定・監視することから、陸水生物相に変化はないものと予測</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施に係る予測について、「分布域の変化」と「生息状況の変化」の違いを明らかにすること。&lt;p. 7-388~410 等&gt;【委員】</li> </ul> <p>→指導 &lt;&lt;再掲&gt;&gt;</p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-429	<b>7-2-13 生態系</b> <b>【工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用】</b>	
7-429	<b>(1) 工事の実施及び施設の存在等による生態系</b> ○調査 ・対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲における生態系の現況等 ○予測手法・結果 ・本事業の実施に伴い発生すると想定される環境影響要因と、注目種等の生育・生息分布及び生育・生息環境との関連性を整理 ・生態系の変化や、注目種等の生育・生息環境の消失及び保全の程度等について予測 ・予測対象時期は、工事の実施時、供用開始時、供用数年後 ・注目種の多くは対象事業実施区域周辺を生息環境としており、工事の実施に伴う生息環境の直接的な改変はない ・環境保全措置として、濁水対策、騒音・振動対策、緑化計画を講じることから、いずれの時期も生態系に変化はないものと予測 ○評価 ・環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価	・供用開始から数年後には植栽した樹木等が生長し、現況と同程度の環境になるとされているが、消失する緑地の規模等を踏まえ、環境保全措置を再検討し、予測及び評価を見直すこと。<p. 7-353 等> <b>【委員】</b> →答申 2 (6) ア<<再掲>> ・工事の実施に係る予測について、「分布域の変化」と「生息状況の変化」の違いを明らかにすること。<p. 7-388~410 等> <b>【委員】</b> →指導<<再掲>> <b>【7/19 委員：「分布域」と「生息状況」の違いが不明確である。】</b> ・工事の実施時に伴い、爬虫類、両生類及び昆虫類は振動等による影響が考えられることから、改めて予測及び評価を行うこと。<p. 7-388~410 等> <b>【委員】</b> →答申 2 (6) 工<<再掲>> ・供用時について、種の移動性等の生態的特性を踏まえ、改めて予測及び評価を行うこと。<p. 7-388~410 等> <b>【委員】</b> →答申 2 (6) 才<<再掲>>
7-451	<b>7-2-14 景観</b> <b>【土地又は工作物の存在及び供用】</b>	
7-451	<b>(1) 施設の存在等による景観</b> ○調査 ・着葉季及び落葉季の 2 季における対象事業実施区域から 4km の範囲で設定した 7 地点 ○予測手法・結果 ・現況写真に新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターを合成したモンタージュ写真を作成し、視覚的に表現することにより予測 ・現施設及び新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの水平視角、仰角・俯角や眺望景観に占める景観構成要素の割合といった物理的指標を整理し、その変化を定量的に示すことにより予測	・線的又は面的に設定された予測地点について、当該予測地点における異なる場所の写真と比較するなど、予測及び評価の妥当性を明らかにすること。 <p. 7-463> <b>【事務局】</b> →答申 2 (7) ア

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	<p>・予測地点は、現地調査地点と同様とし、予測対象時期は、着葉季で代表</p> <p>・7地点のうち、4地点は眺望景観にほとんど変化はなく、2地点は眺望景観に変化はないと予測</p> <p>・「ハケの道の迷路」については、眺望景観は変化するが、建築物は自然や農業と調和する色彩とすることから、その違和感は小さく、地域の景観特性の変化は小さいものと予測</p> <p>○評価</p> <p>・環境保全措置（緑化計画及び施設壁面の景観計画）により、周囲の緑地や農業地域の景観と調和が図られることから、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</p>	<p>・予測結果のうち、ハケの道の迷路の眺望景観の変化について、<b>建築物の色彩を自然や農業と調和させることにより、その違和感を小さくすることができる</b>とした根拠を明らかにすること。&lt;p.7-473等&gt;</p> <p><b>【委員・事務局】</b> →答申2(7)イ</p> <p><b>【8/16委員：高木を伐採し、眺望景観が変化するにもかかわらず、最終的に「違和感が小さい」としているのは、言い過ぎではないか。】</b></p> <p>・眺望景観の変化をできる限り低減するため、<b>緑化に配慮した建築デザインの先行事例を参考に、一層の環境保全措置を検討すること。</b>&lt;p.7-478等&gt; <b>【委員】</b></p> <p>→答申2(7)ウ</p> <p><b>【8/16委員：調査地点V5から見たフォトモンタージュでは敷地境界の高木がなくなっており、眺望景観に与える影響は大きい。】</b></p>
7-480	<p>7-2-15 人と自然との触れ合いの活動の場 <b>【工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用】</b></p>	
7-480	<p>(1) 工사용車両及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響</p> <p>○調査</p> <p>・対象事業実施区域から200mの範囲及び工사용車両及び廃棄物運搬車両の主要な走行ルート両端100mまでの範囲における利用者の多い時期の休日、平日の人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>→釣り場やサイクリングコースなど</p> <p>○予測手法・結果</p> <p>・調査地点における工사용車両及び廃棄物運搬車両の走行による利用環境の変化を予測</p> <p>・工事の実施時（工사용車両）については、環境保全措置としてエコドライブ等の大気汚染及び騒音・振動対策、洗車等の粉じん対策を講じるほか、利用者の多くなる休日は工事を実施しないことから利用環境の変化は小さいものと予測</p> <p>・供用時（廃棄物運搬車両）についても、走行ルート及び走行台数は現況と同様であるため、利用環境にほとんど変化はないものと予測</p>	

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-499	<p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> </ul> <p><b>7-2-16 廃棄物</b></p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p><b>(1) 工事の実施による廃棄物</b></p> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生量、排出量、発生量の抑制の量及び有効利用の量を予測</li> <li>・予測対象時期は、工事開始から工事終了までの全期間</li> <li>・新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの建設工事については、金属くず 10t を除く 508t が排出量となり、そのうち、260t が再資源化され、処分量は 248t と予測</li> <li>・現施設の工作物の撤去又は廃棄については、金属くず 342t を除く 11,599t が排出量となり、そのうち、10,956t が再資源化され、処分量は 643t と予測</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化等の実施により、実行可能な範囲内で廃棄物の処分量が抑制されているものと評価</li> </ul>	<p>・現焼却施設については、類似施設を参考に廃棄物の発生原単位を設定しているが、現焼却施設以外の解体する施設についても、発生原単位の設定方法を明らかにし、その延べ床面積や発生原単位を示すこと。</p> <p>&lt;p. 7-499, 資 9-1&gt; <b>【事務局】</b> →指導</p> <p>・現施設の工作物の撤去又は廃棄に伴う廃棄物について、現施設の稼働が昭和 48 年であることを踏まえ、発生原単位の算出に用いた類似施設の建設時期を示すなど、廃石綿等の発生量及び発生する廃棄物に係る再資源化率の予測に用いた妥当性を明らかにすること。&lt;p. 7-499, 7-501&gt;</p> <p><b>【委員・事務局】</b> →指導</p> <p>【5/17 委員：現施設は非常に古いため、施設建屋にアスベストが使用されている可能性が高い。本事業については、建築時よりも解体時の方が環境影響は大きい。】</p> <p>・特定建設資材以外の建設資材について、再資源化の方法を明らかにすること。</p> <p>&lt;p. 7-502&gt; <b>【事務局】</b> →指導</p>
7-504	<p><b>【土地又は工作物の存在及び供用】</b></p> <p><b>(2) 供用時の廃棄物</b></p> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生量、処分量、発生量の抑制の量及び有効利用の量を予測</li> <li>・予測対象時期は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働が定常状態になった時期の 1 年間</li> </ul>	<p>・リサイクルセンターから発生する廃棄物の予測について、発生量はリサイクルセンターでの処理後の数値とし、改めて環境保全措置の検討及び評価を行うこと。</p> <p>&lt;p. 7-505, 7-506&gt; <b>【委員・事務局】</b></p> <p>→答申 2 (8)</p> <p>【5/17 委員：供用時の廃棄物の予測については、事業そのものについてではなく、施設から出る廃棄物について記載すべきである。】</p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-507 7-507	<p>・新廃棄物処理施設においては、焼却灰 3,110t、焼却飛灰 622t が発生するが、焼却灰 469t は再資源化されると予測</p> <p>・リサイクルセンターにおいては、廃棄物発生量 10,493t のうち、10,104t が再資源化され有効利用される計画であることから、処分量は 389t と予測</p> <p>○評価</p> <p>・再資源化等の実施により、実行可能な範囲内で廃棄物の処分量が抑制されているものと評価</p> <p><b>7-2-17 残土</b> <b>【工事の実施】</b></p> <p><b>(1)工事の実施による残土</b></p> <p>○予測手法・結果</p> <p>・工事に伴い発生する土砂等（発生土）及び対象事業実施区域外に搬出する土砂等（残土）の量を予測</p> <p>・予測対象時期は、工事開始から工事終了までの全期間</p> <p>・新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの建設工事における発生土量から埋め戻し量を差し引いた残土量は 24,527.5m<sup>3</sup> と予測され、現施設の解体工事の際の埋め戻し量（搬入量）は 1,633.0m<sup>3</sup> と予測されることから、最終的な残土量は、22,894.5m<sup>3</sup> と予測</p> <p>・残土量の抑制のため、工事間利用調整等による再利用を図る</p> <p>・土壌の分析を行い、汚染が確認された場合には、汚染土壌として適切な処分を行う</p> <p>○評価</p> <p>・工事間利用調整等の環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で発生土の量が抑制されるものと評価</p>	<p>指摘事項等</p> <p>・方法書に記載のとおり、発生土の量を抑制する手法の検討結果を明らかにした上で予測を行い、残土の搬出量ができる限り抑制されているかどうかを適切に評価すること。&lt;p. 7-507～509&gt; 【事務局】</p> <p>→答申 2（9）</p> <p>・土壌汚染状況調査を工事実施前に順次実施するとしていることから、その調査結果に伴う汚染土壌と残土の搬出量（工事間利用調整等）の関係について説明すること。&lt;p. 7-507&gt; 【事務局】 →指導</p> <p>・予測結果において、搬入する残土を差し引いた数値が記載されているが、これは工事間利用（環境保全措置）を踏まえた「搬出量と搬入量の収支」であり、あくまで場外に搬出される「残土量」は 24,527.5 m<sup>3</sup> であることから、記載を是正すること。&lt;p. 7-507&gt; 【事務局】 →指導</p> <p>・工事の実施による残土について、「環境保全措置」では「対象事業実施区域外へ残土を搬出する際には、土壌の分析を行う」としている一方、「評価」では「処分が必要となった残土は、土壌の分析を行う」としている。工事間利用調整も含めて区域外へ搬出する残土は全て分析を行うのであれば、「評価」の記載を修正し、整合を図ること。&lt;p. 7-508&gt; 【事務局】 →指導</p>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
7-510  7-510	<p><b>7-2-18 温室効果ガス等</b> 【土地又は工作物の存在及び供用】</p> <p>(1)ばい煙又は粉じん及び排出ガス（自動車等）の発生による温室効果ガス等</p> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働、廃棄物運搬車両の走行により発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の発生量を予測</li> <li>・予測の結果、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による二酸化炭素換算による排出量は、20,957t-CO<sub>2</sub>/年であるが、発電による削減量が6,178t-CO<sub>2</sub>/年となることから、排出量は約29%削減され、14,779t-CO<sub>2</sub>/年に抑制される（現施設と比較すると、5,099t-CO<sub>2</sub>/年の削減効果）</li> <li>・廃棄物運搬車両の走行による二酸化炭素換算による排出量は、995t-CO<sub>2</sub>/年</li> </ul> <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新廃棄物処理施設で余熱による発電、エコドライブの徹底等により、対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価</li> </ul>	<p>指摘事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書に対する知事意見で求めた、予測及び評価における「現行の施設における取組」について記載がないため、明らかにすること。&lt;p. 6-6, 7-510~515&gt;【事務局】 →指導</li> <li>・表 7-2-300「排出係数（軽油を燃料とする車両）」の出典に「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」が記載されているが、車両の走行により発生する温室効果ガスを求めるものではないことから、削除すること。 &lt;p. 7-512&gt;【事務局】 →指導</li> </ul>
8-1	<p><b>8. 環境の保全のための措置</b></p>	<p>（環境保全措置全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全措置として記載されたもののうち、監視、モニタリングにとどまる事項については、環境保全措置に該当しないため、千葉県環境影響評価条例第14条第1項第6号ハに規定する「監視計画その他環境の状況の把握のための措置」に位置付けること。&lt;p. 7-152, 7-297等&gt;【事務局】 →指導</li> <li>・環境影響評価の各項目について、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、事業実施に伴う環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを検証するとともに、その内容を明らかにすること。 &lt;p. 8-1~12&gt;【委員・事務局】 →答申3</li> </ul>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
9-1	<p><b>9. 監視計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予測の不確実性の程度が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合などについて、本事業に係る工事中及び供用開始後の環境の状況を把握</li> <li>・環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講じることで環境影響を回避し、または低減することを目的として実施</li> <li>・工事の実施時の項目：大気質、水質、水文環境、騒音、振動</li> <li>・供用時の項目：大気質、水文環境、騒音、振動、悪臭</li> <li>・その他にモニタリング調査を実施</li> </ul>	<p>【5/17 委員：実施される施工方法が「環境影響ができる限り回避又は低減されている」と評価できる根拠を教えてほしい。例えば、「施工方法A、施工方法Bを比較したところ、騒音の総量が小さい施工方法は～だったので採用するといったものを示してほしい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県環境影響評価条例第14条第1項第6号ハに規定する「監視計画その他環境の状況の把握のための措置」は、全ての実施結果について報告・公表の対象となることに留意するとともに、調査の項目ごとに選定理由を整理し、その内容を明らかにすること。  <p>&lt;p. 9-1~3&gt; 【事務局】 →答申4(1)</p> </li> <li>・地下水位を対象項目とした事後調査については、「地盤」も環境要素であることから、追記すること。&lt;p. 9-1, 9-2&gt; 【事務局】  <p>→指導</p> </li> <li>・供用時のモニタリング調査については対象期間も明記すること。&lt;p. 9-3&gt; 【事務局】  <p>→指導</p> </li> </ul>
10-1	<p><b>10. 環境影響の総合的な評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、事業者の実行可能な範囲において対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り低減が図られたものであると評価</li> </ul>	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価の各項目について、現況と将来を比較するなど、本事業の実施に伴う環境影響を分かりやすく整理した上で、改めて評価を行うこと。&lt;p. 10-1~31&gt;  <p>【委員・事務局】 →答申1(1)</p> </li> <li>【5/17 委員：新施設が稼働しない場合と比較するのではなく、現施設と比較するべきではないか。】</li> <li>【8/16 委員：現施設の実績値との比較を行うべきである。】</li> </ul>

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
	その他	<p>・環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法による評価については、調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果等を踏まえ、事業実施に伴う環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを整理するとともに、その内容を明らかにすること。&lt;p.10-1~31&gt;</p> <p>【委員・事務局】→答申1(2)</p> <p>【5/17委員：実施される施工方法が「環境影響ができる限り回避又は低減されている」と評価できる根拠を教えてほしい。例えば、「施工方法A、施工方法Bを比較したところ、騒音の総量が小さい施工方法は～だったので採用するといったものを示してほしい。】</p> <p>・環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。【事務局】→答申5</p>